

第 1 1 回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 1 9 年 2 月 2 日 (金) 午後 2 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分

第 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委員)

石橋乙秀, 榎戸道也, 大森紀代美, 尾崎寛生, 金谷暁, 小泉寛, 杉山慎治, 藤原祐子, 丸山仁, 吉田誠一 (五十音順, 敬称略)

(庶務)

佐藤地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 村川民事首席書記官, 武田刑事首席書記官, 島田地裁事務局次長, 門脇地裁総務課長, 穴戸地裁総務課課長補佐, 工藤地裁庶務係長

第 4 議事

1 開会あいさつ (金谷委員長)

2 新委員選任に関する報告

3 裁判所における取組状況報告

庶務担当者から次の報告がなされた。

(1) 前回の委員会以降の広報活動状況等について

ア 杜陵高校と裁判員制度広報岩手地方連絡協議会 (盛岡地方裁判所, 盛岡地方検察庁, 岩手弁護士会) が共同で開催した裁判員模擬裁判について

イ 「裁判員制度全国フォーラム 2 0 0 7 i n 岩手」の開催について

(2) 第 3 回法曹三者裁判員模擬裁判の実施状況について

(3) 裁判所施設における点字ブロックの整備状況について

4 議事テーマ「裁判員が裁判に参加しやすくなるための方策について」の意見交換等基本説明等

意見交換に先立ち, 次の説明等がなされた。

(1) 裁判員制度全国フォーラム 2 0 0 7 i n 岩手で上映予定の「見てみよう。裁判員制度のあらまし」及び「聞いてみよう。裁判員に選ばれるまで」の上映

(2) 「裁判員選任手続」についての説明がなされた (パワーポイント使用, 杉山委員)。

(3) 裁判員制度における環境整備について (庶務担当)

5 意見交換

概略，次の意見交換がなされた。

先ほどの説明によると，学生はいつでも裁判員を辞退できることになるようであるが，一年を通じて辞退が認められるのか。また，裁判所としては，大学生の参加についてどのように考えているのか。例えば，学生が裁判員として参加するということになれば，大学における授業は，公務による欠席という運用も考えられる。この点については，大学側に相談してもよいのではないか。

学生に裁判員の辞退が認められるのは，法律で決まっていることであり，これは教育的な配慮と考えられる。裁判所に所属している者としての個人的な見解だが，学生には裁判員として参加してほしいと考えている。裁判に参加し，いろいろなことを考えていただくことはその後の人生においても有意義なことと思われるので，若い人ほど参加していただきたい。また，大学側でも参加のための環境整備に協力していただければありがたいと思っている。

企業などに勤務している人が裁判員を辞退する場合の辞退事由として，その人がいないと事業に支障がある場合に辞退が認められるという説明であったが，この点について，中小企業の場合はある程度理解できるが，大企業の場合にはどうなるのか。忙しさについて具体的に説明すれば辞退が認められるのか，それとも客観的に判断することになるのか。

事業主の場合は，代わり的人がいなくなるということになるし，中小企業に勤務している人の場合も厳しい状況にある方が多いと考えられる。これに比べて，大企業の場合には，主観的には困るということだが，客観的に見れば代わり的人がいるという状況が考えられ，その人に特殊な技能があり，余人に代え難いということでもあれば別だが，一般的な商談における契約などの場合には，代わり的人がいるという判断になるのではないか。

裁判員を選任するときには，裁判員候補者に質問を行い，選任について拒否権を持つ検察官や弁護人も質問をすることになるようだが，裁判員候補者の個人情報はどうように検察官や弁護人に開示されることになるのか。

質問票に記載されるのは，氏名，年齢，性別，辞退事由の有無，被告人との関係の有無といったことになると考えられ，それほど多くの個人情報が開示されることにはならないと考えられる。また，裁判員候補者への質問は，裁判官だけが行うことになるが，質問時間が一人あたり3分くらいになるといった事情を考慮すると，質問事項は，具体的な辞退事由，被告人あるいは被害者等の事件関係者との関係の有無，特に不公平な裁判をするような人ではないか，といった項目に限定されることになり，プライバシーについてはあまり聞くことはないと考えられるし，そもそも質問するような時間もないのではないかとと思われる。

裁判員候補者の個人情報が検察官や弁護人から漏洩したら大変なことになるが，検察官や弁護人がそのようなことをすることはないと思われる。仮にそのようなことになれば，罰則規定があるので，処罰されることになる。

刑事裁判に国民が参加する裁判員制度は，裁判員として参加した国民が刑事裁判の判断に参加するものであり，その重要性を考えると，環境整備には社会全体で必要な費用を負担することでよいのではないか。また，裁判所だけで検討していても無理なことが多く，国や地方公共団体にもっとサポートを要請すべきではないか。

環境を整えた後においても，参加したくないという人については，義務として参加してもらうことにならざるを得ないと考えられ，その点はもっと広報する必要があるのではないか。

企業に勤務する人が裁判員として参加するための問題点としては，雇用主が裁判員制度について理解を持つことが必要ではないか。そのためには，裁判所に相談窓口を設け，雇用主との間を調整するボランティアを予め依頼しておき，裁判員候補者から依頼があったときは，ボランティアを利用して雇用主等との調整を図るような態勢を作ることができないか。また，育児に関しては，裁判所内に一室を用意し，ボランティア団体を活用して面倒を見ることで解決できるのではないだろうか。

一般的には，自分が裁判員になることはないと考える人が多数を占めているのではないかと思われるので，裁判員制度への参加は，国民の義務である点を強調して広報活動を勧めていくことが必要ではないだろうか。また，裁判員制度を理解してもらうためには，たとえ繰り返しになっても，機会を捉えて何度でもリーフレットなどの配布を行うなどの広報活動を行うことが大切である。広報活動はテレビを利用する方法もあるのではないだろうか。

裁判員に選ばれた人が裁判に参加しやすくなるように，社会や地域においてサポートできるような社会態勢を築いていく必要がある。また，そのような態勢を築いていくためには，裁判所だけが考えるのではなく，裁判所が関係機関や国民に対し，社会の問題として提起していく姿勢が必要ではないだろうか。

地域でのサポート態勢を築いていくためには，企業に対しては，研修等の機会に積極的に向き，制度や裁判員として参加してもらうためにはどのような環境が必要なのかといったことを説明していくことが必要だと考える。また，学校においては，教育委員会と協力して，母親学級などに参加して意見交換を行う，あるいは，地方公共団体の広報と連携して，例えば，裁判員模擬裁判に裁判員として参加した人の意見や感想などを書いてもらい，それを広報誌に掲載する，といったことなどの活動をしていくことはどうだろうか。

中小企業に勤務している人や雇用主が裁判員制度に参加するためには，労働基本法など関連する法律を改正し，「休暇を取得できない。」といったことが裁判員として参加できない理由にならないようにする必要があるのではないか。

第5 次回委員会について

1 開催時期について

6月25日から29日までのいずれかの日に開催する方針とする。

2 開催テーマについて

(1) 提案

開催テーマは「裁判所施設における身体障害者及び母性保護に関する対策について」としたい。

(2) 開催テーマに対する提案

今回は「司法過疎」をテーマとしてを取り上げてもらい，広い面積を持つ岩手県において抱える裁判所利用のためのアクセスの問題，また，併せて，裁判所に対する敷居の高さといったことなどについて検討してもらいたい。

(3) 検討結果

提案されたことを踏まえ、具体的な開催テーマ等は、開催日時と共に庶務担当者から改めて通知することとした。

第 6 閉会

以 上